

会議（打合せ）報告書

会議(打合せ)の名称 又は議題	令和4年第5回 議会運営委員会		
報告者職氏名	係長 今井 好美		
日 時	令和4年4月26日(火) 午前10時00分	場 所	市役所本庁舎4階 大委員会室
出席者	出席者 伊藤仁委員長、斉藤智子副委員長、柴田圭子委員、影山廣輔委員、 秋谷公臣委員、平田新子委員、和田健一郎委員、徳本光香委員、岡田繁委員、 岩田議長、血脇副議長 欠席者 なし 議会事務局 永井局長、今井係長、小原主事		
【会議の概要】			
議題			
(1) 感染症対策にかかる6月議会の対応について (2) 議案等のペーパーレス化について (3) 申し合わせの改定について (4) 検討事項について (5) その他			
《決定事項等》			
(1) 感染症対策にかかる6月議会の対応について →資料「新型コロナウイルス感染症対策に係る議会の議会対応」を基に協議した。 項番①～項番⑬までの取り扱いについては、3月議会と同様の取り扱いとする。			
(2) 議案等のペーパーレス化について →・基本は、データ配布とする。 ・紙で必要な場合は、各自で印刷または事務局で印刷（有料）とする。 ・議案等（会議資料含む）については、議運（全協）前日までに送るデータについては、議員全員にデータ送付することとする。 ・議運の決定に伴い配布する資料については、議運後の全協報告後、全議員にデータ送付する。 ・会期中に配布する、議事日程、決議案、発議案等については、その都度データ送付することとする。 ・一般質問の配布資料の取り扱いについて、デジタルデータ（PDF）と、傍聴者用の紙資料26部用意することとする。なお、デジタルデータの提出については、代理者からの提出も可とするが、本人から事務局へのその旨連絡することとする。			
(3) 申し合わせの改定について →資料「白井市議会 先例、申し合わせ、事例集 令和3年度 追加、改正等」を基に協議した。			

資料 1 ページ 第 5 章議案及び動議、第 2 申し合わせ、8 について、改正後を「8 議会運営委員会の決定事項を全員協議会で報告する。また、全員協議会で報告後、全議員に委員長報告原稿をデータで配布することとする。」とする。

他の資料における改正点については、了承とする。

- ・柴田議員より、「補助金の団体の長に就任しないように努めなければならない」の申し合わせにかかる事例（書面提出及び全協での説明）について、事例としての追加の意見があり、議長において検討することとした。

(4) 検討事項について

→資料「議会運営委員会で検討する事項（R1～）」を基に協議した。

項番 6 「委員会ライブ中継の検証及び議運・全協中継の検討」については、今後、議会運営委員会で提出者から話を伺うこととする。

項番 7 「反問権を執行部が行使する際のタイマー確認」については、反問権を行使した場合、その行使が終了する時点まで質問時間のタイマーを停止することとする。

（申し合わせ 7-1 反問権の検証についても改正）

項番 13 「特別委員会や議運及び全員協議会の動画配信及び議事録公開をする。」については、議会運営委員会及び議員全員協議会の議事録も公開することとする。動画配信については、今後、議会運営委員会で提出者から話を伺うこととする。

項番 14 「全員協議会等の議事録も原則公開とする。」については、議員全員協議会の議事録も公開することとする。

項番 17 「映像配信にあたってはコスト面を考え YouTube の活用を検討する。」については、今後、議会運営委員会で提出者から話を伺うこととする。

項番 19 「アプリの追加」については、電卓のみ追加することとした。

項番 20 「アプリの追加」については、追加しないこととした。

(5) その他

- ・議長より、5月12日のオンライン全協について、委員へあらためて周知
- ・議長より、タブレットの破損の報告書の提出が1件あった旨、報告した。
また、使用基準において、破損時等の対応について、取り決めがないことから、議会運営委員会で協議するように指示あり。

令和4年第5回 議会運営委員会

1. 日 時 令和4年4月26日(火)
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) 感染症対策にかかる6月議会の対応について
(2) 議案等のペーパーレス化について
(3) 申し合わせの改定について
(4) 検討事項について
(5) その他
4. 出席委員 伊藤 仁 委員 長・斉藤 智子 副委員 長
柴田 圭子 委 員・影山 廣輔 委 員
秋谷 公臣 委 員・平田 新子 委 員
和田 健一郎 委 員・徳本 光香 委 員
岡田 繁 委 員
岩田 典之 議 長
血脇 敏行 副 議 長
5. 欠席委員 なし
6. 会議の経過 別紙のとおり
7. 議会事務局 議会事務局長 永井 康弘
係 長 今井 好美
主 事 小原 陽子

会議の経過

開会 午前10時00分

○永井議会事務局長 おはようございます。定刻となりました。会議に先立ちまして伊藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

○伊藤委員長 皆さん、おはようございます。年度も替わりまして、議会のほうもまた6月議会ということで、それに対応と、ゴールデンウィーク前にある程度の年度をまたいでの検討事項等がございますので、その辺を片づけていきたいなというふうに考えております。どうか議題もいっぱいございますが、なるべくスムーズにいくように御協力のほどをお願いして挨拶と代えさせてさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。

委員会会議につき、議事等につきましては、伊藤委員長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○伊藤委員長 ただいまの出席は9名です。委員会条例第16条の規定により定足数に達しております。

これより令和4年第5回議会運営委員会を開会いたします。本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題（1）感染症にかかる6月議会の対応についてを議題とします。

お手元に配付の資料、新型コロナウイルス感染症対策に係る議会の議会対応を基に進めていきたいと思っております。資料については、前もって皆さんのほうにデータが届いて、お目通しをいただいていると思っておりますので、3月議会と6月議会で何か変えたほうが良いというような御意見ございましたら、お願いしたいと思っております。

柴田委員。

○柴田委員 これまでと同じでいいと思っております。特に変更することはないかなと思っております。

○伊藤委員長 ほかに御意見は、

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、3月議会の踏襲するという形でよろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、さよう決定させていただきます。これで議題（1）を終わります。

それでは、続きまして議題の（2）議案等のペーパーレス化についてを議題といたします。

議案等のペーパーレス化については、今年の2月2日に開催した議会運営委員会において議題としており、その際の協議結果としては、3月定例会に関わる議案等のペーパーレス化については、予算の資料のみをデータで提供、議案及びその他の資料については、紙とデータの併用としたところです。

今回の協議については、6月定例会においてペーパーレス化とすることについて、協議を行いたいと思っております。御意見はございますか。

平田委員。

○平田委員 以前の確認ですけれども、3月まではペーパーと併用して渡していただく。6月からは一括してペーパーはなしにしてデータで渡していただき、必要な人は自宅でプリントアウト、あるいは執行部、事務局にお願いしてプリントアウトをするということになっていたと思うので、そのとおりでいいと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

〔「いいと思います」と言う者あり〕

○伊藤委員長 確認させていただきますけれども、基本はデジタルデータで議案、資料等を全部配付すればいいということでもよろしいということですか。その後については、各人でプリントアウトするなり、事務局に有料でお願いして紙ベースをもらうという形でよろしいということですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それで決定でよろしいでしょうか。では、そのデータの配付の仕方については、さよう決定させていただきます。そのデータの配付の時期について協議をしたいと思いますが、御意見は。

平田委員。

○平田委員 ほかの自治体の議会でどうされているか、幾つかお話を伺いました。それで、事前に執行部から議案の説明など、丁寧にやっていないという議会もあったのですけれども、白井市の場合には議案の説明はやってくださるので、そのときに手元にデータがないと、結局ペーパーをもらって、それをまたデータに落とし込むみたいな二度手間になってしまいます。ですから、議案の説明の前までには頂きたいと思っています。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

柴田委員。

○柴田委員 議案は、議会開会の1週間前の議運で最初に配られて、議運で日程を決めるために1回ざっくりした説明を受けるということになっています。そのときから、そうすると、議運のメンバーにだけ先立って、その議案配付をするのか、あと午後から全協があつて、全員に対しても説明があるので、出し方もちょっと工夫したほうがいいのかなど。

例えば議運のときは、議運用に概要版みたいなのをくれますよね。あれだけを先にもらっておいて、それで日程を決めるとか。

今までは、ほかの方に先立って議運のメンバーに、ペーパーで全部、議案も配付されていました。ということを鑑みれば、全部今までどおり、内容も含めて議運のメンバーはもらってしまって、午後から残りの人たちにそのデータが届くようにしておく。そうすると、そういうふうに二度手間になってしまう。そこら辺について、どういうふうに進めたらいいのかなどというのだけ、ちょっと協議をしたほうがいいのかなどと思います。

○伊藤委員長 和田委員。

○和田委員 議運で正式に決定しないと(案)が取れないものですから、これは処理案、二つ、もともと分かれているのではないかと思うのですが、確認として事務局にお聞きしたいのですが。議案の処理を[A1]。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 たしか議案は、1週間前はまだ案で、当日までは変更することもあり得るので、取りあえず私たちにも、ほかの皆さんにも、全協で示されるのも一応案という形になっていたと思います。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 今の件で、先ほど申しそびれたのですけれども、議案上程案として説明のときに渡して、正式な議案というのは、議会が始まる日に出すという形で分けているということでした。

それから、先ほどの議運だけに資料をもらうということになってしまうと、議運に傍聴で普通の議員がかなり来られていりすることがあるので、そこも併せて考えて検討していただきたいと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は、

岩田議長。

○岩田議長 議案は、会期が始まって議案ですから、議運で決めるのは会期日程とか、その(案)が取れるのが議運ですから。

なので、議長とすると、一つの提案ですけれども、議運の前日までに全議員に配付したいなと思っています。

〔「賛成です」と言う者あり〕

○伊藤委員長 ほかに御意見は、御意見はないですか。

それでは、議運の前日までに、議案等を全議員にデータで配付するという事でよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 大丈夫ですね。

柴田委員。

○柴田委員 確認です。日程案も、それから概要みたいな二、三枚にまとめてあるものも、全て前日までにということよろしいですか。

○伊藤委員長 岩田議長。

○岩田議長 全協で議案に基づく説明があると思うのですね。そのときの資料等もあります。出せるものは前日までにしようと思っています。間に合わないものは当日。例えば、例のPower Pointなり、何らかの資料に対して説明あると思いますけれども、間に合うものについては前日までに。

それから、会期日程等を議運で決定してもらいますが、その午後に全協が開かれます。そのときまでに、会期日程(案)とか議事日程(案)という(案)が、それを取るのに間に合わない場合がありますので、その辺は御容赦というか、そのまま全協に入っても(案)のまま残っても、御理解願いたいと思います。以上です。

○伊藤委員長 議長に確認したいのですけれども、よろしいでしょうか。議運で配る資料と議運以外、全協のときに配る資料と、二つあると思うのです。かぶっている部分はありますが、その全協だけに配る資料というのも、前日までにみんな配っちゃうという考えですか。

議長。

○岩田議長 できるものなら全協で説明されます議案に基づく資料、それから議案以外の資料も含め

て、できれば前日までに配付をしたいと思っています。

ただ、執行部のほうが前日まで間に合うかどうかというのは、それはまた、ここでは決められないので、できれば資料等も前日までに全て配付をしたいというふうに思っています。以上です。

○伊藤委員長 今のお話を受けて、御意見ございますか。

平田委員。

○平田委員 基本的なことが分からないのでお尋ねしたいのですけれども、ここで決めたことでいいのでしょうか。ここでこういう要望が議会から出ているということで、執行部の実際の仕事の状況とかでタイミングが変わるということもあり得るのでしょうか。

ここで決めたとおりに執行部がやってくれるということなのか、執行部が検討した上で、やれることとやれないことも出てくる可能性があるということなのか、そこだけをお聞きしたいと思います。

○伊藤委員長 現況が、今現在、資料等は議運の前日には議会事務局に届いているという理解でよろしいですか。ですから、それをデータとして前日に配付するというような理解で。ここで決まったものに対して、執行部が合わせてするという事ではないです。という私の理解なのですけれども。それで間違いないですか。

局長。

○永井議会事務局長 基本的には、前もって資料が頂けますので、特段、問題がないものについては、そのままお出しできるとは思います。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 確認なのですけれども、今おっしゃっているのは、議案に関連するものだけなのか、それとも、全協って結構、議題多くて、道路が今こうなっていますとか、いじめ問題が起きましたとか、そういう報告もあるのですけれども。それも含めて、全協に係る資料も前日までにというふうに受け止めたのですけれども、それでいいですか。そういうことですか。

○伊藤委員長 議長。

○岩田議長 前日までに執行部が、議会事務局が議会に対して出されたものは、全部提供したいと思っていますけれども。それはもろもろ、例えば個人情報のマル秘というか、情報として出せないもの、あるいは前日までに間に合わないもの等ありますので、全てではないが、少なくとも議案に関する資料は、前日までに全て提供したいと考えております。

○伊藤委員長 今の説明を聞いて、私のほうから議長に確認したいのですけれども。その当日じゃないと間に合わないデータというのは、こういった形で配付する予定ですか。

議長。

○岩田議長 これは執行部側のあれですから。要は、当日データあるいはペーパー、あるいはP o w e r P o i n tを使った説明とか、そういう形になると思いますが。それは執行部側の都合とか、間に合う間に合わないが、あるいは突発的なものもありますので、今ここでは、私のほうからは全てということは申し上げられません。以上です。

○伊藤委員長 今の説明までで何か御意見ございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、データの配付については議会運営委員会の前日までに、議会運営委員会の前日ということは、全協に対しても前日ということになりますので、そこまでに、前日までに送るデータ、資料については、全議員にデータを配付するというで決定してよろしいですか。

柴田委員。

○柴田委員 今、議題としては議案に関するものだけれども、今の内容だと、議案に関するものプラス全協に説明があるようなものも、前日までに資料が来ているのだったら、全部と。議案だけに限らずということに枠が広がったということですね。分かりました。

○伊藤委員長 先ほど議長のほうから、全協の資料についても、そういった扱いにしたいという御意向がございますので、この場でそのように決定させていただきます。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、さよう決定させていただきます。それでは、今までの執行部等から来るデータについては、そういった扱いにさせていただきます。

それと、当日の議運で何か決定したことがございましたら、それは、もし何か決定した場合には、議運が終了後、データでその決定事項を送致するという形でよろしいですか。

○柴田委員 全協が終わってから。

○伊藤委員長 そうですね。全協で承認を得てからという形になると思うのですが。それでよろしいですね。

それと、あとは会期中に追加資料等が出た場合については、その都度資料をデータで配付するという形でよろしいですか。

平田委員。

○平田委員 議案ではなくても、一般質問で資料としてペーパーで後から渡されているものも、できればデータで頂けると、ペーパーに何か書き込んだり、あっちこちに書き込んだりというのがなくて済むので。もちろんペーパーで配られる議員はそれでいいのですが、執行部にデータで渡せるように、データで議会事務局に1部は提出しておけば、そこからみんなに配れるかなと思うのですが。

○伊藤委員長 その件については、2日前までに事務局に出したものをデータで配付するというふうな決定を以前したような記憶があるのですが。皆さん。議員に対しての一般質問の資料を議長に請求、配付の許可を得るのを2日前までという決まりで、それに出せばデータで議員各人に配るとするのは、前回決定していない。

〔「そこまでは決まっていない」と言う者あり〕

○伊藤委員長 決まっていない。

○平田委員 提出までは決まっているけれども、それを各議員に配るところの話は、まだ出ていないと思うのです。

○伊藤委員長 その分はまだ決まっていなかった。何か決まっていたような気がするのだけれども、

私の勘違い。

○事務局 一般質問での資料は、今までは議員さんに配る分等も用意していただいたのですが、そこは今、事務局でデータ配付することも可能とする見直しをしています。

○伊藤委員長 執行部に対しては。

○事務局 執行部に対しても同様に、データで配付ということで。

○伊藤委員長 確認なのだけれども、一般質問の資料というのは、議長に2日前までに。

○事務局 そうです。議場で一般質問するとき、今まで議員さんや執行部に配っていた資料をデータで頂ければ、それを議員さんと執行部に。

○伊藤委員長 2日前だけ。

○事務局 一般質問の2日前。

○伊藤委員長 一般質問の2日前でよろしいのですか。

○岩田議長 議長に出すのは、2日前です。

○伊藤委員長 じゃあ、それをデータで出してもらって、各議員に全部配付するというのは可能だという理解でよろしいですね。

○柴田委員 データ自体は、今は2日前までに提出しなきゃいけない。だから、それをそのままみんなに配るということを段取りしてくれているという意味じゃないですか。

○伊藤委員長 そうですね。

暫時休憩させていただきます。

休憩 10時20分

再開 10時36分

○伊藤委員長 では、委員会を再開いたします。

先ほど議論になりました一般質問の資料についての取り扱いについて、先ほど事務局のほうから、議場資料使用申請書というものが皆様のお手元に届いていると思います。

このことで、今現在の資料の取り扱いについては、議長に2日前に申請をして、紙ベースで議員、傍聴者用、執行部を含めて70部ぐらいを用意すると決まっておりましたけれども、6月からはペーパーレス化にするということで、その資料についても、デジタルデータで提出する場合には、紙ベースは26部用意すればいいという今現在の状況ですけれども、それについて皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

斉藤副委員長。

○斉藤委員 6月議会からペーパーレス化になりますので、傍聴者の26部は紙で用意をし、事務局にはPDFデータを提出するというので、もしどうしても御自分でPDF化できない場合は事務局にお願いしていただいて、議員執行部には、紙ではなくデータで配信したらどうかと思います。

○伊藤委員長 今、斉藤副委員長のほうからあったのですが、PDFにできないという状況が

どういったものなのか。WordでできているものをPDFにできないのか、それとも手書きのものなのか。手書きのものでも、スキャンすればPDFになっちゃいますので。

○斉藤委員 もし御自分でそういう操作が分からない場合は、事務局に教えてもらったり、知っている議員さんに聞くなりして、できれば御自分でそういうデータにされたらいいかなとは思いますが。

○伊藤委員長 秋谷委員。

○秋谷委員 多分、私のことかと思っちゃったのだけれども。私あまり不慣れなもので、多分、事務局とか議員さんをお願いして作れば、できないこともないので。最低26部は作らなきゃいけないのだけれども、それ以外については、さっき言ったように、私自身は皆さんに教えていただいてやるようにしますけれども。もし、そういう場合があったらしますけれども。

最低26部以外は、なるべくなら、せっかくペーパーレス化と言っているのに、私も、できないできないじゃ、それじゃ先に進まないの。私は今言ったような形でいいと思うのですけれども。最低26部というか。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 どういう状況が起こるかは分かりませんが、困った場合は事務局に相談するという、一つヘルプを置いておけば。

この表の中の、紙またはPDFで資料を配付する場合の①②の部分で、①の議員執行部用の45部というのは消してしまって、②で議員執行部としてPDFと書いてあるのと、あとホームページに掲載を希望する場合はPDFと。この二つで、結果的には、固定数の26だけペーパーで用意すればいいということでクリアにしちゃったほうがいいと思います。

○伊藤委員長 今、平田委員のほうからこういった、もう1個あるという紛らわしい形にせずに、傍聴用の26部は紙で用意していただき、そのほかについてはデジタルデータで提出していただくという形にしたら、すっきりするのではないかという御意見ですが、皆さんいかがでしょうか。

手書きであっても、それはスキャンすればデジタルデータになりますので、そんなに難しい話ではないと思います。事務局でスキャンを1枚お願いすれば、手書きのものでもデジタルデータになりますので。大丈夫だよ。

○事務局 事務局の機械に、できる機能はあります。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 紙で配付したいですという人は、傍聴用に26部、残りについてはPDFにしてデータとして提出する。プロジェクターを使用する場合、5枚ぐらいのプロジェクターを使用する場合、今までは、26セットとか用意していなかったと思いますけれども。

プロジェクターの場合は画面で反映されるから、傍聴用に26部は要らなくて、あとは、とにかくホームページ掲載用と議員執行部に配付用のデータを提出すればいいという分け方になると思いますけれども、それでよろしいですよ。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 先ほどお配りさせていただいた議場の資料使用申請書のほうを御覧いただきました。

いと思うのですけれども、いわゆるプロジェクターを使って投映される場合については、特に傍聴用の26部というのは必要なくて、1枚でペーパーと、あとはデータを頂ければというようなことで予定しております。

○柴田委員 分かりました。

○伊藤委員長 今、柴田委員のほうからあったお話なのですけれども、紙を配りたいから用意するというような方もいいというようなお話ですけれども、これペーパーレス化に向けて議会をやっ
ていこうというときに、逆行するような話になんじやないかなと。

柴田委員。

○柴田委員 それは私が決めることじゃなくて、議員がどういう形で一般質問したいかということになるのではないですか。私がそれは決めることじゃないので。けれども、逆行しますねと、そういうふう
に指摘をして差し上げればいいわけなのじゃないですか。

○伊藤委員長 影山委員。

○影山委員 今の委員長の提言を突き詰めると、この傍聴者用配付の26枚にしたって、極論を言うと、傍聴者の人数に合わせて、すり合わせればいいだけの話じゃないかという。26部に固定するんじゃない
なくて、全部。

○伊藤委員長 それは予測がつかないで、傍聴席の数でやっているのだと思うのですけれども。

局長、確認してよろしいですか。

○永井議会事務局長 こちらの配付用につきましては、傍聴席の数でもって前もって想定しておりますので。これ以上にはならないというようなことで、上限値としてさせていただいているわけ
でございます。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 できる範囲でペーパーレス化を進めるという意味で、議員はもうPDFで提出ということ
でいいと私も思います。

できるだけ会派とか事務局に教えてもらって自力では出すのだけれども、無理な人等に関しては、さっきスキャンできる設備があるという答えだったので、スキャンも、致し方ない場合は、2日前
までにお願いしに行けば、スキャンをしてくれるということを言っていたら、基本PDFということ
でいいと思います。紙は26までということにしたら、一応、一步前進するのではないのでしょうか。

○伊藤委員長 今、先ほど言ったことを徳本委員が、それでいいんじゃないかというような御意見
ですが、ほかの委員の方はいかがでしょうか。大丈夫ですか。

岡田委員。

○岡田委員 これ、事務局、確認したいのですけれども。プロジェクターで資料が見られるの
だったら、この26枚は、傍聴者が見られるようにプロジェクターとして出しちゃったらいい
んじゃないですか。違うのですか。

○平田委員 言っている意味が違う。

○岡田委員 だからプロジェクターじゃなくて、要はPDFで資料がもう来ているわけ
ですから、デ

一タが来ているわけですから、それをそのまま議場で出せばいいのです。そしたら傍聴者はそれを見られるので、26枚必要ないと思うのですけれども。

○平田委員 それは操作が必要じゃないですか。質問者が映らなくなりますよね。

○伊藤委員長 斉藤副委員長。

○斉藤委員 私も、先ほどちらっと岡田委員と同じこと、頭によぎったのですけれども。ただ、字がちっちゃいんですよね。あそこで見ていると、傍聴席からだと、字が小さくて見えない場合もあるかなというふうには感じました。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 肝心な問題で、プロジェクターを最初から使用すると決めている人は、「画面の切り替えをお願いします」と言って、カメラを切り替えてもらいます。

資料をずっと映していたら、質問者とか答弁者を映さないということになります。ペーパーで出した人は質問者、答弁者がカメラに映る前提で、資料は映らない。映したかったら、プロジェクターに映す要領で出すという、ほかの方法があるので。そうしないと、質問者の顔も見せないのかと、また市民からクレームが来ると思います。

○伊藤委員長 岡田委員がおっしゃったことは理論的には分かるのですけれども、現実として、その一般質問で出した資料が、あそこに投映して、傍聴席からそれが見られるか見られないかというのは、視力の問題等もございまして。その部分は、そこまで突き進めずに、傍聴者には紙ベースで配られたほうがいいのかというふうに思うのですが、皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、一般質問の資料については、2日前までに議長のところにてデータで、PDFで提出をしていただいて、傍聴者用には26部を用意していただくということで決定したいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、さよう決定させていただきます。

この申請書のこの部分については訂正していただいて、6月から使っていただくということで、よろしく願いいたします。

ちょっと休憩しますか。また議題いっぱいありますので、55分までの休憩ということで。

休憩 10時48分

再開 10時55分

○伊藤委員長 それでは、会議を再開いたします。

先ほど議題(2)のほうを閉じるところですが、何かございましたら御意見を。

徳本委員。

○徳本委員 確認なのですけれども、全員の議員が一般質問の資料はPDFで出すということで。私も同じ会派の人の手伝いはなるべくするのですが、どうしても無理なとき、事務局がPDFにしてもらえるのかというの確認、1点、まずします。あと、もう1個質問があります。

○伊藤委員長 一緒にしちゃってください。

○徳本委員 あと、ほかに私が手伝った場合、私のパソコンから送って、本人がその旨事務局に連絡するとかでも可能かどうかというのを確認したいです。こちらが送ったのは受け付けませんと言われると、かなりこちら手間がかかるので、それは許可してほしいということです。

○伊藤委員長 それは事務的な話なので、事務局のほうで。徳本さんの名前のメールアドレスで、事務局に中川さんのものを送った場合という設定でよろしいでしょうか。

○徳本委員 そうです。そのとき中川議員が、徳本から送りますよという連絡は必要だと思うのですけれども、その確認が取ればいいのかどうかということです。

○伊藤委員長 私は問題ないと思うのですけれども、事務局のほうはどうでしょうか。

局長。

○永井議会事務局長 それでは、最初のほうのまずPDF化のお手伝いの部分については、なかなか難しい場合につきましては、こちらのほうで手伝いさせていただきたいというふうに思います。

それからデータの送付のやり方についてなのですけれども、まず一つは、期限がございますので、そこが間に合うかどうかということは一つポイントとしてあるのですが、そういう提出の仕方でも構わないかどうかというのは、受け付けすることは可能なのですけれども、そういうやり方で議員の皆さんが構わないのかどうかというところの確認は、していただいたほうがいいのかというふうには思っているところでございます。

○伊藤委員長 それでは今、徳本委員のほうから、デジタルデータに得意でない方の分をお手伝いして、それをお手伝いした人のメールアドレスで事務局にデータを送付してもいいかということをお場で決めたいのですが、御意見はいかがでしょう。

柴田委員。

○柴田委員 全然それはしょうがないし、いいと思います。ただ、御本人から、例えば徳本さんのパソコンから自分の資料を送りますということ、あるいは件名に、中川議員の資料ですとか書いて送ればいいのか、それはいいのではないかと思いますけれども。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

平田委員。

○平田委員 基本的に、期限に間に合って、誰のものかはっきり分かっている方がいいかと思います。けれども、そういう形でほかの人から提出させるよりも、まずその方に送って、その方が転送する形で事務局に提出すれば、そんなに手間もかからないし問題ないのかなということも、議員のほうで考えて、やり方を検討したらいいと思います。

別にほかの人の名前であっても、はっきりどなたの一般質問の資料ですと分かればいいと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、例えば、例を出していいのかあれですけれども、中川さんのものを徳本さんのメールアドレスで送っても、それについては、期限内で誰のものであるかはっきり分かれば、それでいいというふうな御理解でよろしいですか。

副議長。

○血脇副議長 1点、徳本委員が求めているのは、多分、徳本さんが代理で送ったとします。それで、本人から連絡を必要とするか否か、そこを確認していただきたいというような内容だったのかなと思うのですけれども。徳本委員、違います。

徳本さんが中川さんの部分を例えば作ったとします。徳本さんが中川さんの分ですと送りました。送ったときに、送りっぱなしじゃなくて、これ例えばの話ですけれども、中川さん本人から事務局に、徳本が代理で送りましたと。そういうことが許されるのか否かということかなと思ったのですけれども。どうなんでしょうか、徳本委員が求めているのは。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 どちらでもいいというか。私としては、柴田委員が提案してくれたのもいいと皆さんが言うのだったら、それでもいいしという感じです。

○伊藤委員長 それでは、あと事務局のほうにお伺いします。徳本さんのメールアドレスで中川さんの資料ですと送られてきたものに対して、中川さんから、電話なり何かの方法で連絡があったほうがいいのか悪いかだけ、お願いいたします。

○永井議会事務局長 きちんとその事実の確認できることが大事だとは思いますが、御連絡いただけたほうが間違いはないと思います。

○伊藤委員長 事務局のほうの回答が、やはりあったほうが、誰のものを誰が送ったというのを確認が取れますので、そういった場合には、本人が事務局に電話なり赴くなり、どのような方法でも連絡をするということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、さよう決定したいと思います。

あと、議題の(2)の中では、会議中等、そういったものの資料については、その都度配付すると先ほど申しましたけれども、それはデータが準備できて、事務局ができる状態で送るということなので、決まったからすぐ来ないとか、すぐ行くとかそういうことではないので、その辺の御理解をお願いいたします。

それでは、議題の(2)を終了とさせていただきます。

議題(3)申し合わせの改定についてを議題とします。お手元に新旧表の資料を配付しておりますが、御意見のある方はございますか。

徳本委員。

○徳本委員 決定事項なので、変わらないのは承知しているのですけれども、服装に関しては、やは

り。5ページです。改正後のクールビズの規定についてです。については、ジェンダーレスにするべきだと思ったし、実質Tシャツは駄目になったのですよね。だけど、文言には反映されず、Tシャツの定義も幾ら聞いても答えてもらえなくて、曖昧になったという点では、ちょっと不十分な体制だなと考えています。以上です。

○伊藤委員長 もう一度言いますが、この新旧作成表については、3年度と、今までで全協なりいろいろな場所で決定したものが、現在の申し合わせと違っているものについて表したものですので、この中身についての協議については、この場ではちょっと不向きなので。その辺を御理解いただきたいと思いますが。

これは、ほかの場所等で決まったものを、申し合わせ表を整理するためにこの場に出してございますので、その辺を御理解いただいて御意見を頂きたいと思います。

それでは、1ページ目から一つずつ進んでいきますか。そのほうが速いですか。行ったり来たりしないように。では、そうしたいと思います。

1ページ目の第4章、会期・日程申し合わせ、これからいきたいと思います。脱字の修正、会期日程「(案)」を追加ということで。修正しているところは、会期日程(案)と議事日程(案)の会期日程のところに(案)が抜けていたというところの(案)を追加するというものです。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 次の第5章、議案及び動議ということで、3日前というのと最終日の2日前(土日含まず)この辺の日にちの誤解が生じないように、新たに表現の仕方を修正するものです。何か御意見ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 8ということで、これがちょっとあれなのですけれども、これ、議会運営委員長として、本来であれば、申し合わせでは、決定した事項を文書で会派に配付するものというふうに決定して。

○柴田委員 全然そんなことされていないです。

○伊藤委員長 していたのですけれども、私も全然その認識がなくて、なくなっていたものですから。現況に合わせると、決定事項を全員協議会で報告するというような、現況はこうなのです。という申し合わせのこの部分については、今ここで協議してもらってもいいと思うのです。議会運営委員会に関わることなので。

柴田委員。

○柴田委員 これを読み比べて、あれ、全然、会派に配付されていないけれども、いつの間にこんな決まったのだというのが逆に思ったくらいで。議運でどういうふうに決まりましたっけとか、全協でどう決まりましたっけと、いつも事務局に議事録を見せてもらいに行ったりしているのが現状なので、会議結果の文書を会派にもデータでいいので配付するというのは、私は生かしてもらったほうがいいなという気はしますけれども、どうでしょうか。

○伊藤委員長 ほかに御意見は、

平田委員。

○平田委員 議運での決定事項は、同日に全協が開催される場合も後日になる場合も、必ず報告ということで委員長から報告する場合があります。それで、ここで何か会派でもんでくださいと言われたことは、その都度会派でもんだりはしているわけですし、ここに出ている人たちが会派で報告をそれぞれに、ペーパーとして議運から出ていなくても、やっていると思うので、改正案に賛成です。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 そういうことではなく、後で、このときにどういうふうに決まったつけというようなことを結構振り返って調べたりすることがあるので、そういうことであれば、データで決定されたこと、このときにこういうふうに決まったのだけということができるという意味で、データで送ってもらってもいいのではないのでしょうかと提案をしました。いかがでしょうか。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 私も、振り返りで議事録見て苦労することがあるので、決定したことを端的にデータで送っていただくほうがいいなと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は、

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、この件につきましては、議運で決定したことについては、全協で報告をいたします。報告した後、委員長報告の部分をデータとして全議員に配付するというようなことは可能でしょうか。

○事務局 可能です。

○伊藤委員長 可能だということなので、そういった形にしたらどうでしょうかという委員長の提案ですが、皆さん、委員、いかがでしょうか。

〔「賛成」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、この部分については、議会運営委員会で決定したものを全協で報告した後、全議員にデータとして配付するという事に決定したいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次の11章、委員会というところで、1、先例、これは字句の訂正ですが、これで何かございますか。

柴田委員。

○柴田委員 この先例の請願及び市内からの陳情審査において、意見を述べる場を提供しているということ自体、もう不要ではないかなと思います。

というのは、現実、陳情、請願の仕方とホームページに掲載してあって、おととしの夏に散々苦労してフローチャート図を作ったのです。市内の陳情者と請願者は意見を述べる場がありますとホームページでもしっかりと掲載してあって、先例ではなく、実際にそれで回り始めていることなので、これ自体がもう実際に行っていることなので、要らないのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○伊藤委員長 ほかに御意見は、どういたしましょうということなのですが。

平田委員。

○平田委員 分かりきって、議員を何年もやっている方にとっては、それは当たり前のことですが、改選があつたりして初めて白井市議会の様子を勉強する人にとっては、書いてあつても邪魔なものじゃないと思います。消す必要はないと思います。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 先例と書かずに、こうできますという書き方にすることもできるのでしょうか。今こうしていますと書けるのであれば、先例という言い方だけ変えればいかなと思ひました。

○伊藤委員長 事務局に確認します。これ、どこで決まった話でしたっけ。総務委員会か何かで審議してフローチャートを作ったのですか。

○柴田委員 議運で作った。

○伊藤委員長 議運で作ったの。フローチャートを議運で作ったの。

議長。

○岩田議長 これは先例ですから、これはそのまま載せるべきだと思うのです。今後、この先例を基に変更することもあるかと思うのです。先例集に、例えば議会に提案される議案等は、あらかじめ議会運営委員会に説明するとか、いろいろ当たり前のことが書いてあるので、これはなくすべきではないと思います。以上です。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 ということであれば、直す、(市内からの)の括弧を取るというのでいいかと思ひます。

ただ、先例と事例と申し合わせと三つ載つていて、よく分からないなと実は思つたりしたこともあつたので。おいおいこれも、いずれ見直していくときもあるのかなとは思ひつつ。じゃあ、これで結構です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、この括弧を取るということでよろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 その次に移ります。会議の名称の修正ということで。議会だより編集委員会を議会だより編集会議委員というふうに、ここが変わるといふことなのですから、これでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、2ページ目にまいります。

11章、委員会のところで15、一般質問の締め切りは、第9章に掲載あるため整理ということで、文言の整理ということですが、これはよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 その次の19番。これは議事録ですか、データ配付にしているということで、その変更ということですが、現況に合わせているということですが、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、3ページ目。

これは、現況に合わせて変更しているということなので。前回とかに、これですね。予算決算の特別委員会の委員は、総括質疑はしないという申し合わせということで。

○柴田委員 そこだけみたいだけれども、1ページ割いているの。そこだけですよね。

○伊藤委員長 そこだけだね。

○柴田委員 そこだけ。これはいいと思います。

○伊藤委員長 それでは次、4ページに移ります。

4ページの11章の委員会の6番、事例の追加ということで。これは決算と予算の最終日の話ですよ。違うの。

○柴田委員 特別委員会をしましたということです。委員の選び方も通常と違うし、決算の委員が予算になっているとか、今回変わったことが。

○伊藤委員長 今回変わったことなのですからけれども、もう1年はこの状態でありますけれども、その後はまた、これでいいのかどうかというのを検証するということになるとと思いますので。この申し合わせはまた変わる可能性はありますけれども、現況に合わせて、こういうことだということです。よろしいでしょうか。

柴田委員。

○柴田委員 これ、事例ですよ。申し合わせじゃなくて、事例というのはこういうことをやりましたということの記載だと思うのですけれども、これが実際に、今年度こういうことをしたので事例として記載されています。そうすると、これ次年度、その次以降変わったら、この事例は消されちゃうということになるのですか。事例なので、こういうことをやりましたという積み重ねですよ。それはどうなのでしょう。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 その事例につきましては加筆していく形になりますので、差し替えではなくて、こういう経緯をこれまでたどってきているということが振り返れるように、残していきたいというふうには思っています。

○伊藤委員長 皆さんよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、そういった理解でよろしくお願いたします。

それでは、第12章の請願・陳情については、日程、提出の日付が誤解を生じないように整理するものですので、これでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、5ページ目、これがクールビズ等の。12月13日の会派代表者会議で決定し報告されたもので、現行、書かれているものをこのように改正するということです。これ、字句だけを確認していただくということで。この場では、その内容については不向きなので。その辺を御

理解の上、お目通しのほどよろしくお願ひいたします。これでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 1点、事例として追加したらどうかと思うのは、補助金団体を議員は受けないように努めるものとするという申し合わせについて、11月の全協で文書を出すとか、それから皆さんの前で説明するということがよろしいですかということ、皆さん、はい、ということで、一応そこでみんなの合意ができたわけで。

その合意に基づいて、この間、秋谷委員が体協の会長を続投することになりましたということで文書を出されたのです。皆さんの前でも説明されたし、これは、年度は越えてはいますけれども、昨年度中にそういうことが起こり、そして、それに基づいて実行されていることなので、事例として載せることは可能ではないかと。逆に載せないともまずいのではないかとと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○伊藤委員長 今この議題というか、申し合わせの改正のところではないのですが、今、柴田委員のほうから、申し合わせの一番最後のほうだよ。

○柴田委員 24ページです。

○伊藤委員長 今、皆さんお手元にないでしょけれども、頭の記憶で言えば、まだ前回の全協でやったことですので、記憶に残っていると思いますが。その申し合わせの文章に、皆さんに文書で説明する等々の文言を加える必要があるかどうかという。文言じゃない。

柴田委員。

○柴田委員 申し合わせを変えるということではなくて、事例として、こういうことがありました、予算と決算と特別委員会も、こういうふうにやりましたという事例の積み重ね。事例の積み重ねが先例になっていくのですよね。なので、その事例として、これを一つ実際にあったことなので、それはどうかなと思います。

○伊藤委員長 それでは、事例として、これ名前を出していいのかわかるかあれですけども。秋谷委員が体育協会の会長を引き受けたことについて、文書と口頭による説明により、全員協議会で承認されたという事例を事例としてここに載せたほうがいいのか ということだと思うのですが、それでよろしいですか。

平田委員。

○平田委員 まず申し合わせのほうでは、文書として、議会は市から活動、運営に対する補助、助成を受けている団体の長に就任しないよう努めなければいけない。つまり努力義務ということが書いてあります。

今おっしゃったように事例として、名前までは出さずとも、私、自治会長の任期が終わったのですけれども、昨年度中、自治会長が2人いるというのをすごく言われましたし、お金もらっていないのに、それからボランティア的に動いているのにそう言われるという意味では、秋谷さんなんかは非常につらいと思います。

そういうことで、皆さんにきちっと引き受けた過程とか、全体のスタッフが本当にいないとか、そういうことを理解していただければ認めたケースがあるということで、文書は整備していただきたいと思います。事例として認めたケースがあるということは、書いていていいと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

柴田委員。

○柴田委員 文書を出して認められたということと、それから、その前に、申し合わせでいきなり文書を出されたというふうには、飛んでいるふうには取られても困るので。事例は、みんな全員協議会決定とか、そういうことまで書いてあるので、何月何日の全員協議会で文書を出す、そして皆さんに説明するということが決定され、その後こういうふうに出されたという、そこが分かるようにきちんとして、事例として載せておいたほうがいいと思います。

○伊藤委員長 齊藤副委員長。

○齊藤委員 この件については、各議員が受け取り方が違うんじゃないかなというふうに思っています。

それで、決定をした全協の議事録を確認したのですけれども、岩田議長が最後にまとめていただいて。ここには、どうしてもやむを得ず長にならざるを得ない、理事長とか会長とか、そういう場合には、どうしてそうなったのかということと全協とかそういう場で説明をしてもらうということで、この文面をそのまま残す。でも、できる限り団体の長にはならないということでしょうか。

ですから、今も長になっている人がいます。次の改選時にどうしても長が辞められないというのであれば、その長を辞められない、あるいは長を引き受けざるを得ない事情を説明してもらうということで、この申し合わせの文言をそのままでしょうかというふうに発言をされた後に、小田川委員がまたちょっと確認をされて、また最後に岩田議長が、確認ですけれどもということと言われた内容が、今、私が読んだ内容と若干違っていたのです。

それはどこかという、同じことを確認されるのですけれども、もしどうしても長にならざるを得ない場合には、その説明をしかるべき場所で、しかるべきって、また何だと思われませんが、書面でもいいですし、全員協議会の場で、自分は辞めようと思ったけれども、どうしても辞められなかったと、これこれこういう事情で、あるいは、どうしても会長を自分は引き受けたくなかったのだけれども、これこれこういう事情で引き受けざるを得なかったということを説明してもらうというふうに二つ確認をされているのですけれども。

最初のところでは、文書で提出というのは触れていないのです。2回目のこの確認の中で、書面でもいいですと一言入っているのです。それは私としては、これは全協の場で説明をさせてくださいというふうに議長に申し出て、全協の場で説明をするというふうに受け取っていたのですけれども、文書で出すというのが決まり事なのか、そうじゃないのかということを確認させていただきたかったと思います。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 私も議事録はとって。そこで、一番最後の部分で、文書でもいいですから出して

ただ、そして、皆さん全協の場で説明していただくということになって、そこでみんなが、はい、というふうになっていたと思うので。文書で出すというというのは、私は一つ。

それ私、多分、前に提案していると思うのです。その前の段階で。印西市の申し合わせでは、ちゃんとそういうふうに、どうしても引き受けなければならない場合は、議長のほうに理由を付して文言を出すというふうになっているから、せめてそういうふうにしてはどうですかという提案をした最後に、そういうふうに岩田議長がまとめたと思うので。私は、そちらのほうかなと思っていたので。秋谷委員がそういうふうになされたというのは、実践したのだなというふうに受け止めましたけれども。

○伊藤委員長 齊藤副委員長。

○齊藤委員 柴田委員もそのように受け止められて、また私は違うふうに受け取っちゃったのですけれども。これ、岩田議長は、どんなふうなおつもりで。ちょっと確認。

○伊藤委員長 岩田議長。

○岩田議長 これは前の全協で、この申し合わせは変更しないということが承認、決定しています。その中で、この前の全員協議会の中で発言したのは、例えば書面のみであれば、それはこの申し合わせの抜け道ではないですけれども、書面出せば、それでオーケーなのかとなっちゃうわけじゃないですか。じゃなくて、全員協議会で、どうして引き受けざるを得ない事情が発生したのかということは、説明してもらわなきゃいけないわけです。

ですから、書面ですとすると、それで全て理解できるような書面であれば、それでもいいかなとは思っているのですけれども、書面だけでは理解できないことが多いものですから。なので、やはり全員協議会で、きちりとその事情を説明してもらいたいということなので。

あえてもう1回申し上げますが、齊藤副委員長から今、私の議事録を話されましたけれども、最初の部分のほうが私の議長としての見解です。以上です。

○伊藤委員長 齊藤副委員長。

○齊藤委員 それでは、確認なのですけれども、今、岩田議長が言われたように、議長に申し出た後で、全員協議会の場で皆さんに説明をするということで決定で。この文書を提出するという事は、特に取り決めというか、そういうことはなくてよろしいということでしょうか。

○伊藤委員長 岩田議長。

○岩田議長 これは、柴田委員から事例として出されたので、これ申し合わせを変更するとかじゃないと思うのです。ですから、事実関係として、4月何日の全員協議会でこの申し合わせ、文書はあれですけれども、申し合わせに関して、このような当該議員が引き続き会長職にとどまった際に、全協で説明した例があったのです。事例ですから、そういう感じで載せればよいと思うので。それを掲載するかどうかというのは、決めてもらえばいいと思います。中身は今すぐ思いつかないですが。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 私は、秋谷議員が全協で説明されたとき、納得しましたというふうにお話ししたのですけれども、後でやっぱりもやもやして。今、平田議員のお話聞いても、もやもやするのは、自分はお金もらってないのにといいこととか、ほかの市の議員は、やっぱりボランティアだったらやるべきだ

って言っているという。結局この申し合わせに心底納得して守ろうとしたのかどうかが不明という発言がずっと残っているのです。それがすごい気になっているので。

文書を出した人が認められたという事例を載せると、まさに抜け道になるような感じがするので。事例として載せるのであれば、全協でこういう説明を必ず必要ということを確認したというほうを載せたほうがいいんじゃないかと思えますけれども。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 そもそも申し合わせが、義務じゃなく努力義務として書かれているというところで、どのような理由であったって、その理由で抜け道があるというふうに感じる人は、ずっと感じ続けると思います。決定して、絶対駄目ですとはなっていないのですから。

ただ、その説明として、事例として、こんなことがあったということを今回の秋谷議員のことを例にして挙げておくというのは、別に抜け道を紹介しているということじゃなく、こういうこともあり得ますということ載せるだけなので。

さっきから議長がおっしゃっていますけれども、申し合わせは変えない。事例としては、こういうことはあったということで掲載することは別にいいと思うし、これをしなければ団体の長ができないということではなく、いろいろな事情がある中で、今回の事情だけを説明しておけばいいのだと思いました。以上です。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 過去の議事録を見ますと、これは努力義務だから必ずしも守らなきゃいけないものじゃないという議論じゃないのですよ。今現在、なっている人が違反になってしまうのはおかしいから、改選時に降りればいいのかというふうにできるように努力義務にしたというふうに書いてあるのです。

だから次のときには、もう降りているのが本当に大前提だと思うのです。3年たったところで、しょうがないからなっていますという人がいるのは、おかしいと私は思っているのです。

だから、そもそも守れない人がいるのだったら、申し合わせを努力義務から義務にすればいいというふうには私は思っているぐらいなので。説明すればいいのだなという、認められた例を載せることにはちょっと疑問を感じています。

○伊藤委員長 この議論、なかなか尽きないようなので。この部分については、全協で決まった話なので、その中身について、この場で決定することは無理だと思います。それについて、事例について載せるか載せないかも、載せたほうがいいのかという意見と載せないほうがいいのかという意見、今二通りあるようですので、この部分については、どうしたらいいかというところ。

今日の議題で挙がっている部分の申し合わせについては、もう終了しております。この新たな申し合わせについての事例を載せるか載せないかは、この部分については、次回協議したいと思います。皆さん、よく御検討しておいていただきたいと思います。またこれ、議長のほうにもお願い、全協のほうで決定していることなので。

○岩田議長 議運で決めることなの。事例を載せるかどうかというのは。

○伊藤委員長 違うと思うのですよね。

柴田委員。

○柴田委員 お言葉ですけれども、私がこの申し合わせの提案を提示されたときに、こういう事例があるから、それは事例として載せるべきではないかと、すぐに事務局に返したら、議長に聞いてくれて、ここで提案しろと言われたということですから、だから今、最後にその他で手を挙げて言わせていただいているので。

○伊藤委員長 岩田議長。

○岩田議長 申し合わせについて、付け加えてほしいことがあるとかと言われたので、であれば、この場で話すべきということ。事例についてということでは私は伺っていませんから。あくまでも申し合わせと聞いています。

○柴田委員 申し合わせと事例と先例の三つのことを今取り上げていて、申し合わせで手を触れていることではなく、三つのことを取り上げている中で、ここについてどうなのかと聞いたら、ここで聞いてくれと言われたのですよ。

だから申し合わせにするのか、私は事例がいいんじゃないかと思ったけれども、申し合わせを直したほうがいいんじゃないかとか、そういう議論が別にあってもいいんじゃないですか。

要は、これのことを、ここに提案すること自体がいけなかったということになりますよね、それは、どういふことでしょうか。

○伊藤委員長 岩田議長。

○岩田議長 ですから、申し合わせの改定ですから、そういうふうを受け取ったので、改定するのであれば、ここで言ったので。そうでなくて、事例というのは実際に起こったことだから、それを載せるのは。

○柴田委員 じゃあ載せてください。実際に起こったのだから。議論の必要もないと思います。実際にあつたんですので、文言を考えて載せてください。以上です。

○伊藤委員長 議長に確認いたします。この事例を載せる載せないというのは、どこで誰が決めることなのか。お願いしたいです。

○柴田委員 この表、誰が作ったのですか。

○伊藤委員長 岩田議長。

○岩田議長 この辺は、過去のことですからはっきり分かりませんが、この先例、申し合わせ、事例集を見て分かりますとおり、事例というのは、どこかに諮って決めているわけではないわけです。議運とか全協で諮っているんじゃないと思うのです。そうでもないのかな、事例ですから。

○伊藤委員長 実際あつたことを。

○岩田議長 こういうことがあつたと、はっきり分からない。議長判断なのか事務局なのか、はっきり分からないけれども、事例をやるときに。

○柴田委員 じゃあもう、この議論なしにして、事例として起こったのだから、しかるべく処理してくださいでいいんじゃないですか。時間もたっているし。

○伊藤委員長 それでは、事務局長、何かございますか。

○永井議会事務局長 お答えになるかどうかなのですけども、今回の議案の提案に当たりましては、議長、副議長と事務局のほうで相談をさせていただいて、この資料をまとめております。ということでございますので、どういったものを取り上げていくかということは、頂いた御意見の中で整理をさせていただいて、また御報告なり、御協議させていただきます。

○柴田委員 お願いします。

○伊藤委員長 それでは、ただいま柴田委員のほうから、事例について前回の全協であった事例を事例集に載せてほしいという希望がございますので。その件について当委員会として、それに決定を下すところではないと思うので、議長のほうにお預けしてよろしいでしょうか。希望があったということを議長のほうにお預けして、議長のほうで何なりの対処をしていただくということでよろしいでしょうか。

○岩田議長 基本的には、この場で言っているのかどうか分かりませんが、事例ですから、こういう事実があったということは、私は個人的には、議長判断で掲載しても。要は、載せる必要があると議長が判断すれば、載せたほうが良いと思いますけれども、そうじゃない事例もあると思うのです。いろいろな事例がありますから、それをこの申し合わせ集に事実関係を載せるかどうかというのは、ちょっと検討したいと思います。ここでは発言は控えます。

○伊藤委員長 委員会としても、今、柴田委員から載せてほしいという希望があり、徳本委員のほうから、それを載せることによって抜け道になってしまうんじゃないかという御意見でしたよね、徳本委員は。

○徳本委員 そうです。

○伊藤委員長 ですから、委員会としても、そういった両方の意見があるということを議長のほうに御理解いただいて、しかる方法で決定していただきたいと思います。よろしいですか。

その件については、議長のほうで決定していただくということでよろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、議題の（３）の申し合わせの改定については、これで終了といたします。よろしく願いいたします。

それでは、議題の（４）検討事項についてを協議いたします。皆様のほうに検討事項表がいつていると思いますので、速やかに進んでいきたいと思っております。

最初に項番 7 番、反問権を行使した場合のタイマー、時間について御協議をいただきたいと思っておりますが。

柴田委員。

○柴田委員 これが申し合わせの中にあるのです。反問とそれに対する答弁は、議員の持ち時間の 60 分の中に含める。こういうふうに申し合わせができていて、これを見直しをしたほうが良いと。60 分ではなく、議員の質問時間と答弁を受ける時間を確保するという申し合わせの変更ということで捉えていいのですよね、影山議員。

○伊藤委員長 それについて御協議をいただきたいのですが。ここに 7 番の協議結果ということで、

前、いつだったか、きっと協議したのだと思います。反問権の検証について、複数回の実施状況を見ながら検証を行うこととするというふうにも書かれているのです。前、協議したときの結果として。

その部分を踏まえて、現在、反問権というのはあまり行われていないので、そのことについて、ここでまだ協議する必要があるかどうか、皆さんの御意見をお伺いしたいです。

岩田議長。

○岩田議長 ちょっと説明させてもらってもいいですか。多分知らない議員も多いかと思うので。

これ、平成24年、今から10年前の議運で、この反問権を執行部側に、市長のほうに反問権を付与しようと。これは、議員に対してもいろいろな確認ではなくて、いわゆる質問権、反問権を付与すると。それは市長だけではなくて、執行部全員に反問権を付与しようと。

その内容、その反問権の回数、これは制限を設けないと。そして、この反問と答弁。議員からの答弁です。それは議員の持ち時間に含めると。60分の中でとると。とにかく1回やってみて、やって実際に反問権が使われた時点で検証しようというふうになっていたわけです。

この10年間で反問権が行使された議員は1人です。市長のほうから反問権を行使されたのですけれども、それは60分の時間の中で含まれていたと。とにかくやってみて検証しようということになっていたのですけれども、その後、議運が1回ではなくて複数回やってから検証しようというふうに先送りされたのです。

その当時、10年前は古い議場で、後付けのタイマーだったのです。今のようなタイマーでは、デジタルではなくて後付けのタイマーでやって、時間を計測することについて、専属の職員が1人必要だった。タイマーのためだけに1人の職員が必要だったために先送りしたのです。

現在のシステムでは、タイマーに1人の職員が付きっきりになる必要はないし、今は議員が切り替える際に、いろいろな方法でデジタル化されて、継続できるというふうに、この10年間で大きく変わっているわけです。

なので、今の現状の申し合わせですと、仮に誰かの議員に対して、市長あるいは総務部長、部長が、議員、その件は、その根拠は何ですかとか質問する。それから、それに対して議員が答える。それから、じゃあ議員、そういった事例はどのくらいあるのですかとか、それは何人の方がそう思っているのですかということ、延々と執行部の反問権と議員が答弁を繰り返されたら、極端なことを言うと、持ち時間の大半が失われてしまうと。使われ方によっては、

なので、今の現状であれば、その反問を仮にされた場合は、議員の質問権を考えると、持ち時間に含めないほうが良いというふうに私は以前から思っていたわけですから。ここでもう1回、今のままでいいのかどうかということを検討してもらおうということです。以上です。

○伊藤委員長 今、議長のほうから、10年前にあったという事実と、それについてのタイマーの事情等、説明がございましたが。それを加味して、御意見いかがでしょう。

徳本委員。

○徳本委員 会派の代表というわけではないのですけれども、中川議員とも話し合っ、これは反問権行使されたときは、タイマーを単純に止めればよいのではという意見にまとまりましたので、ここ

で表明します。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

影山委員。

○影山委員 この件を提議した張本人ではありますが。タイマーを止めていただければ、それで十分な措置となろうかと思えます。一応、今のところ、一般質問が40分のときの臨時措置として、止めるということにはなっていますけれども、これを反問権の間だけ時計を止めるということにすれば、それをルールとするならば、質問時間は確保されるということになりますので、十分かなと思えます。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。大丈夫ですか。

止めると長くなって、次の質問の人の時間がずれるとかいう、そういったことは考えられますけれども。そんなにいっぱい想定されるものではないので、これでそんなに時間をかけて協議をするべきではないんじゃないかというふうに思えますので。反問権が行使された場合には、執行部側と議員が答える部分の時間をタイマーを止めるということで、皆さん、いかがでしょうか。

平田委員。

○平田委員 今まででも、10年に1回あるかないかぐらいのレアなケースだと思うのですがけれども、次の人の質問が多少ずれるとかいうのは、ある意味、前の人が早く終わったら、前にずれることもあり得るわけです。だから、ここはタイマーを止めてやってみて、物すごい変なことが起きたら、また次のときにそれを参考に改定するということで。決めるにおいては、前例が少なすぎますしタイマーは一遍止めて、一般質問の時間を確保するというで一旦変えてしまってもいいと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

秋谷委員。

○秋谷委員 私も今の平田議員に賛成で、そうちょくちょくあることでもないのに、私は一般質問の時間は確保して、この反問権について、その時間だけは抜いてということでもいいと思うのですがけれども。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。それでは、反問権が行使された場合には、執行部の質問時間と議員の回答時間については、タイマーを止めるということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、さよう決定させていただきます。

それでは、反問権については、これで終了させていただきます。

続きまして、項番6及び17ですか。

○柴田委員 16と17。

○伊藤委員長 違う。委員会ライブ中継の検証及び。それと、17番のこれもYouTubeの配信ということで大体似たような内容なのですからけれども。項番の6番及び項番17番を併せて協議することにして、内容を整理すると、YouTubeによる定例会、委員会の配信の検討という点と、議会運営委員会、議員全員協議会のネット中継の実施という点の二つがあると思うのですが、その辺を分けて協議したいと思いますが、御意見を。

平田委員。

○平田委員 YouTubeを使って議会の状況を発信している自治体もすごく増えてきてはいるのですが、白井市の事情で考えると、以前、執行部に質問したことがあります。今の配信の契約がいつまで残っていますかというときに、それを打ち切ってYouTubeに切り替えをする必要があるかどうかというのは検証する必要があると思います。また、今の契約状況が何年までで、年間幾らぐらいの契約金で、結局それを途中でやめますといった場合は、違約金が発生するんじゃないかと思います。その辺を教えてください。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 それでは、お答えをさせていただきます。現在の映像配信、委託契約なのですが、これは3年間の契約ということで、今は令和3年6月1日から令和6年5月31日ですので、来年、再来年ということになっております。

契約の金額なのですが、月額として本会議が12万円、委員会が4万2,000円ということで、これは税別なので、それに税が入って、1年間としますと213万8,400円ということになっています。

これを途中で解約した場合ということは、すいません、そこまでは出しておりません。

○平田委員 ありがとうございます。

○伊藤委員長 和田委員。

○和田委員 恐らくYouTubeということでありまして、御存じの方も、本当に利用している方であれば知っていると思うのですが。YouTubeは原則、今、同時配信ということが、多分白井市議会レベルの規模ではできなくなっております。なので、録画した後の配信という形しか今、事実上できないという状況になっているということになりまして。

一応確認としては、この2行目の委員会だとかについては、同時配信はしているものの、議会はアーカイブとして過去の動画を配信していたと思うのですが、委員会はまだやっていないという形でやっていて、その補完ということで入れたらどうかという提案という形で理解してよろしいでしょうか。まず、この提案について。

○伊藤委員長 これ提案者、誰でしたっけ。

○柴田委員 小田川さん。

○和田委員 提案者がどこまでYouTubeの制度を理解しているかが私、読み込めなかったもので。普通、提案といたら、ちゃんと調べてやるものだと思うのです。

○柴田委員 かなりの提案書は出ていたよね、昔。

○和田委員 はい。ただ、それを見る限りでは、全然YouTubeの制度を理解しているとは思えなかったものですから。

○伊藤委員長 これ全体のお金がかかっているものを経費を削減するためにYouTubeにしたのか、今現在、委員会についてはライブ放送しかしていないので、録画の部分をYouTubeで補完するののかというのが和田委員のお話だったと思うので。これを全部加味して、どういった形でという、これ、もうちょっと整理しないと、審議するのにちょっと難しいかなと。どの部分をという。

柴田委員、分かりますか。

○柴田委員 分らないです。本人を正式に呼んで、ここの場で説明をさせるという場を設けていただければいいかなと思います。でないと、私と影山さんは、彼女の考えていること全部を言えることができないし。

あと、YouTubeは、和田委員の発言に対しても、今現在、使えていないのですね。要は情報を保障していくという世の中にあっては、とにかく幅広く取り組んでいく必要があるのだよというようなことは言っていたので、そこら辺の認識も多分違うと思うし。そういう意味では、正式に本人を呼んで話を聞く場を設けていただければいいかなと思います。

○伊藤委員長 和田委員。

○和田委員 私は否定しているわけではなくて、この提案は非常に意義のあるものだと思っているからこそ、具体的にどう全体を入れ替えるのかとか、そういった具体案は提案がなされないと議論ができないんじゃないかなというところで確認をお願いさせていただけたらと思います。

○伊藤委員長 それでは、この部分については、今の現在の契約が平成3年6月から6年5月末までありますので、時間の余裕がありますので。この辺をきっちり整理して、本人からどの部分を協議してほしいのだから明確にさせていただいて、協議するという形に持っていきたいと思いますが、それでよろしいですか。大丈夫ですか。

影山委員。

○影山委員 今の件で、和田議員の御意見、貴重な御意見でしたが、私自身、別にYouTubeをアップしているわけではない、視聴だけなので、制度についての認識が不足していて、そのところを現状、今、白井市の規模では中継ができないと思われるというのは、規模が小さすぎるのか、大きすぎるのか、どちら。

○伊藤委員長 和田委員。

○和田委員 説明をいたしますと、昔は、どなたでもライブ中継というのはできたのですが、おとしから、チャンネル登録数が1,000人以上でないとできないという形で今は区切られてしまったという状況で。それで、過去の動画を後で録画したVTRを上げるということは、まだ一般ユーザーができていう状況なので。

そういう意味で、議会だとか委員会のライブ中継が、事実上、白井市で1,000人集めるというのはなかなか、そういう状況では、原則難しいんじゃないかというふうな形で申し上げました。

なので、別のライブ中継の無料のやつは、探せばあるとは思いますが、YouTubeではちょっと難しいという状況でございます。以上です。

○伊藤委員長 それでは、その最初のほうのYouTubeについての定例会、委員会の配信については、また提案されている方の意見を聞いて検討したいと思いますので、この部分については、次回ということで。次回というか、今後の検討ということでお願いいたします。

次に、議会運営委員会と議員全員協議会のネット中継の実施。これも併せて、これもYouTubeでということなのじゃないかなと思うので、この部分もまた、そちらと併せて協議するということ

でよろしいですか。この部分については。

それでは、次に19番、アプリの追加について協議いたします。皆様には、提案いただいているアプリについてお示しして、各人でちょっとやってみていただけないかというようなお話がしてあると思いますので、何か御意見があったらお願いしたいのですが。

柴田委員。

○柴田委員 電卓は、ぜひあったほうが良いなとは思いました。あと、Word、Excelについては、多分有料だと思うので、それを考えると、何でもiPad専用の互換性のあるものがあるということ。ただ、そのソフトも、ただではあるけれども、今私たちが持っているiPadでは自由にインストールができないので、手持ちのほかのところで試せる機会があれば、そちらを試してみたいなというのは思っています。

あと、Evernoteについては、多分これクラウド上で情報、自分のデータを管理していくツールだと思うので、Evernoteに限らず、そういうツールを持ってやっている人、ほかにもいると思うのですけれども、必ずしもEvernoteである必要はない。全体として入れるのだったら、Evernoteである必要はないのかな。それともこれ、個人で、自分がEvernoteで管理しているから、iPad上でもEvernoteにアクセスできるように個人的にしてもらいたいと言っていることなのか、そこが本人いないので確認できていません。

それから、「こえとら」ということについては、要は、聴覚障害のある人との会話をスムーズにするためのものだということ認識しています。多分、健常者がものを言ったら、それが文字に変換されて、見せれば聴覚障害者に見られるという。それで聴覚障害者も、自分が発話していることを文字に即座に直してもらって、健常者に見せる。そういうやり取りのものであるようです。調べた限りでは。

その際、このiPadを市民との情報交換とか、例えば議会報告会とかそういうのに使うので、この中に入れておいたほうが良いなという意味なのかなとも思ったのですけれども、スマホでもできると、逆にスマホのほうが便利にやり取りができるんじゃないかなというふうに思っていて。ここについては、どうなのかなって。自分が実際使っていないので何とも言えなくて。これも本人が、本人の言葉で、だからっていうことを聞いたほうが良いのかなとは思っているのですけれども。そんな感じで。

私としては、電卓は絶対欲しいと思っています。Word、Excelは、iPadで互換性のあるものを試せるものなら試してみたい。ただ有料だって、Word、Excelは。それからEvernoteについては、どういうふうに皆さんが思っているのかをお考えをお聞きしたい。「こえとら」については、先ほど申し述べたとおり、スマホでもいいのかなと思っています。以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

斉藤副委員長。

○斉藤委員 会派でも、この項目について話をしたのですけれども、なかなか苦手だということもあり使いこなせない状況なので、逆にSideBooksとかを入れるということが先に来て、アプリは逆に、皆さんパソコンもお持ちでしょうし、スマホもお持ちでしょうから、もし議場ではiPad

しか持ち込めないということで、議場で電卓を使って何か計算するような場面があると思えば、電卓は無料だっていうことなので、それは入れてもいいかなと思うのですけれども。Word、Excelとかほかのものは、このiPadにどうしても入れないと、議会活動に不自由なのかどうなのかというのを疑問があるということをお話ししました。以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。

平田委員。

○平田委員 例えば、つい直前、政務活動費の様式はExcelで来ましたよね。Excelをこの中で開いて入力しようと思ったら、このペンでやるほうが面倒くさくて。またキーボードが必要とか、そういうふうになってくるので。WordとかExcelは家のパソコンでやったほうが、私はこのタブレットでやるよりは楽かなと思っています。

それから電卓については、この中に、無料なので入れてもいいかなと思います。Word、Excelについては、わざわざお金をかけて入れて、どれだけの効果があるかなと思ったら、私はじっくり家のパソコンで作ったほうがいいのか、見たほうがいいのかを考えています。

もっと言うと、皆さんもお互いこれだったら便利というのがもしあったら、そういうのを併せて全体で討議していくというのがいいかなと思います。私は特にこれが必要というのは、今のところないのですけれども。以上です。

○伊藤委員長 ほかに御意見のある方。今、もうお昼の鐘が鳴ったのですけれども。この協議ともう一つ、13、14をやって終わりたいと思うのですが。ちょっと時間延びちゃいますけれども、このまま続けてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、続けて行うということで。このアプリの追加については、ほかに御意見ございますか。ないようでしたら、電卓だけ入れるということでどうでしょうか。

あと、ほかの柴田委員が意見を述べたPagesとか何とかって、WordとExcelとパワポの対応するアプリ、これ無料で入れることはできるのですけれども。それに対して申し合わせで、全員が使えるものを入れようというような申し合わせがありますので、今回は入れるのであれば、電卓ぐらいかなというふうな気がするのですけれども。皆さん、御意見はいかがでしょう。

それとも、そのiPad専用のWordとかExcelとかに対応するものをもし落とすとしても、それは各人で勉強してもらえないという。事務局が対応してくれと言われても、そこまでは対応できませんので、そういうものを落としておく必要があるかどうかという、その部分なのですけれども。

何を追加したらいいか、しなくていいのか、御意見をお願いしたいと思います。これ、こうやって協議していると大変なので、端から聞いていきたいと思っています。

齊藤副委員長。

○齊藤委員 私は、委員長がおっしゃっている電卓だけで、今の時点ではいいんじゃないかと思いません。

○伊藤委員長 影山委員。

○影山委員 今の時点は電卓だけとしても、先々、もう少し時間をかけて協議してもいいかなとは思っています。

また、全員が全員でなくても、8割ぐらい使えるのだったら入れてもいいんじゃないのかなと。使わないのは、各議員の裁量のような気もしますし。全員が使えなきゃいけないという縛りは必要ないかなとは思っています。以上です。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 電卓だけで結構です。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 同じく、今は電卓だけでいいと思います。

○伊藤委員長 岡田委員。

○岡田委員 将来的には入れてもいいかなと思っています。

○伊藤委員長 和田委員。

○和田委員 今現状としては、私、多分、電卓があれば便利かなと思っております。また、ほかでも使いたいという場合があれば、各自、たしかどこか他の議会では、申請という形をとって、何か一定の審査みたいな形をやれば使えるというような事例もあったかと思うので、それはまた調べてみたいと思いますので、次回。

○伊藤委員長 秋谷委員。

○秋谷委員 私は、電卓だけで十分だと思います。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 今は電卓だけでよくて。ほかのものについては、道を閉ざすのではなく、1年ぐらいたって慣れてきたら、こういうのがあったらいいじゃないという話、多分出てくると思うので、またそのときに集約すればいいのかなと思います。

○伊藤委員長 今の皆さんの意見をお伺いしますと、当座は電卓だけでいいんじゃないかということで、そのほかのものについては、閉ざすのではなくて、今後また協議の機会を設けていくということで決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、さよう決定させていただきます。

それでは、次の13番ですか。特別委員会、議運、議員全員協議会等についての議事録については、特別委員会については、ホームページにもう公開が済んで。

○事務局 20番にもあったんですけれども。

○伊藤委員長 すみません、今アプリの追加の20番のAdobe Scanについてもあったのですが、これも電卓以外のほうに含めてよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 では、そういうことで。

それでは、今言った特別委員会の議事録については、もう現在でホームページに公開しているということで御理解いただいて。その後の議運は公開していないのだよね。

現状を確認したいのですけれども。議事録については、ホームページで公開しているものは委員会と特別委員会までということ。議会運営委員会と全員協議会については、どうなっているのでしょうか。

○永井議会事務局長 どちらもホームページには公開しておりません。試行的に議運の議事録については、情報公開コーナーのほうに設置させていただいているというような状況でございます。

○伊藤委員長 今、事務局長のほうから説明があったとおりですけれども、それを踏まえて、まず議事録のほうから片づけますか。画像のほうは、その後ということ。

まず議事録について、現況は今説明があったとおりです。それについて御協議を願いたいと思います。

影山委員。

○影山委員 やはり議会としては、住民への情報提供のお手本になるような立場でないといけないと思いますので、議事録公開というのは、速やかにやってしかなるべきだと思います。

ちなみに、会議録の形式ですけれども、基本的には逐語録が望ましいという意見で、以上です。

○伊藤委員長 事務局にお伺いしたいのですけれども、この議運の議事録、全員協議会の議事録というのは、誰が作成しているのでしょうか。

局長。

○永井議会事務局長 議会運営委員会、全員協議会の議事録については、現在、委託で議事録のようにさせていただいて、初稿のみ納品、その後の修正などが必要であれば、こちらが行うというような形になっています。

○伊藤委員長 現状はそういうことだそうです。

○柴田委員 初稿が何。

○伊藤委員長 初稿だけで、校正したものをまた業者がやるということではなくて、録音を業者に渡して1回起こしてもらおうという理解でよろしいですね。そういうことです。

平田委員。

○平田委員 質問です。例えば議会だより作るときとかも、文字起こしというのは、すごく時間的に何日かかるのかというのをひやひやすることがあるのですけれども。この議事録作成については、何日ぐらいの日数がかかっているのでしょうか。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 現在のところ、2週間かかっております。

○伊藤委員長 この議事録を今はそういった過程で作られておりますけれども、議会運営委員会と全員協議会の協議内容が公開に値するのかどうかという部分なのですから、その辺を御協議いただきたいのですが。

斉藤副委員長。

○斉藤委員 議運にしても全員協議会にしても、議員間での話合いということで、特にそれが市民の方に何か関係することとかということでは基本的にないような気がするので、今の現状のままでは駄目なのではないかというふうに思います。それを公開しないといけないのかが、議員間での話合いの内容を市民の方に公開する必要というのが、よく分からないのですけれども。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 議運であれ全協であれ、原則公開なので、それを議員間だけの話合いではなく、議案も皆、市民に関わることだし、関心持ってくださいの方が本当に見てくれるのは、ありがたいことだなくらいに私は思うのですけれども。

だから、情報はただ公開するだけじゃなくて、分かるように提供していくというのも、それこそ白井市自体に情報公開の指針があって、そのような方向にして、白井市自体は会議をとにかく公開するようにしている、議事録は少なくとも公開しているようにしているので。議会がそれをあえてしないという話ではないのかなと思ったりもします。

何かそんなに非公開にしておかなくてはいけないというようなことであれば、そこはもちろんカットすればいい話で、どうかなど。基本公開だし、そのために全協も、資料を5部ぐらい傍聴用に用意しているわけですし。傍聴者にはオープンだけれども、ほかは駄目だよというのもどうかと思うので。開かれた議会であるということを目指すのであれば、それは公開してもいいのかなと思います。

○伊藤委員長 徳本委員。

○徳本委員 議員が関わっている仕事とか話合いについては、当然、公開しない理由がないと思います。それに、ぜひ公開して知ってほしいと思うような問題のある議論もあったと自分は考えているので。そういう意味でも、原則全部公開。それで何か個人に関わることで公開できないことだけは、伏せるという形がいいと思います。

○伊藤委員長 ほかに御意見は。今、公開すべきという意見と、公開に値するののかという御意見等もありますが。ほか意見を述べられていない方、いかがでしょうか。

秋谷委員。

○秋谷委員 私自身、今までの議会で公開していなくて、かといって大きな問題がなかったような気がする。特別、公開して、どれだけの市民がこれ見るか分からないのですけれども。あえて公開するようなことではないと思うのだけどもと思います。

○伊藤委員長 では、和田委員はどういった。

○和田委員 確認として、全協は一般市民の傍聴は可能でありますよね。というところであれば、もちろん費用との相談だと思うのですけれども、議事録として、公開は原則してもいいんじゃないかと考えております。

○伊藤委員長 岡田委員。

○岡田委員 私は、公開しなくてもいいんじゃないかなという気がします。

○伊藤委員長 あと意見を述べていない方で。

平田委員、述べたかしら。

○平田委員 しょっちゅうしゃべっているから、あれですけれども。私は公開してもいいと思います。しかし、逐一全部の言葉をとということになると、読むほうも大変だし、文字に起こされたときと発音したときのニュアンスが、すごく違って捉えられたりということもあるので、要約として議事録をきちっと何が決まった、どういうプロセスで何が決まったということが分かれば。

すごい膨大な長ったらしい文書を公開していますよと出しても、読んでくれる人がいなくなったら意味ないので。要約版として出すということで、議事録という形できちっと精査したものを出すということをお願いしたいと思います。

○伊藤委員長 それは、また難しい話になるんじゃないかと思います。業者から来たものを今度、要約しなきゃいけないという手間がなかなかできないと思うのです。業者から来たものをただホームページに載せるか載せないかという話だと思うので。

影山委員。

○影山委員 要約といっても、その要約のレベルがまず第一にありますよね。どこまで削るのだと。削った結果、意外と内容のある話がなくなっちゃっているケースもあったりするのです。

某審議会で、私も逐語録でお願いしますと、わざわざ問い合わせたところもあるわけで。某審議会の中では、委員長から、これこれこういう報告があったというだけで終わっていて、じゃあ報告の内容ってどんな感じだったのという具体的なところが見えなかったりとか。

ですから、そういうのはむしろ下手にいじくるのは、かえって難しいと思います。まずレベル感から考えないといけないです。だったら、やはり逐語録というか。もちろん、よく口癖であるのは、えー、とか、あー、とかバリ取りというやつですか。それぐらいはあるのでしょうか。内容のある話は残すようにしないと、記録としての意味がないと思われまので。なるべく逐語録か、それに準ずるようなところでやったほうがよろしいと思います。

○伊藤委員長 それでは、事務局に確認なのですけれども。この議事録をほかのものと同じようにホームページ用に載せるという対応については、何てことないという話ですか。

局長。

○永井議会事務局長 スピード感でというのはあるかもしれないのですけれども、物としてはございますので、技術的には、他の委員会同様、できるかなという状況です。

○伊藤委員長 出来上がれば、載せる分には、今ほかの委員会等と同じように、そんなに大変なことではないし、またデータ容量として、そのくらいは別に問題ないので。

ということなので、これは載せるか載せないかということになれば、載せたほうがいいのかという意見のほうが多いかなということなのですけれども。どういたしましょうか。

全協については議長も関わるので、議長の御意見も。全協については議長の権限の範囲のもので。議長の御意見は。

岩田議長。

○岩田議長 議事録ですよ。議事録は公開しても全然構わないと思います。個人的な感想が入っていますけれども。

○伊藤委員長 そういった形で、議事録については発言があったものを公開するわけで、公開前に不適切な部分については、訂正願を出せば訂正できる、委員会については、どうなの。

局長。

○永井議会事務局長 現状の常任委員会等々の議事録につきましては、初稿が上がった段階で発言者それぞれ、議員さんも含めまして、執行部のほうもそうですし、確認をしていただいて、それで少し整形という言い過ぎかもしれませんが、先ほど影山委員さんのおっしゃっていたようなところを少し整理して、きれいにまとめるということをやっておりますので、同様な手順を経てということになるのかなとは考えます。

○伊藤委員長 今ここで挙がっているのは、議運と全協のことなので、全協のほうは議長がいいんじゃないかという話なので。議運のことについても、こういった話合いの、結構この議論を紙に起こしたものを普通の人を読むというのは、非常に苦痛じゃないかと思われるようなものですが、公開するというにいたしますか。

和田委員。

○和田委員 一応、議事録、議会の場合ですと、署名議員だとかいろいろとあった上でやるものと違って、簡易的な場合は、公文書としては効力はなかったような気がするのですが、そちらはどうでしょうか。

○伊藤委員長 事務局のほうで、お答えできますか。

局長。

○永井議会事務局長 これまで委員会のものは、ルールとして御署名をしていただいておりますけれども、今まで議運と全協については、そういう扱いをしていなかったもので、そういう対応は、今までは取っておりません。今後、公開していくということであれば、そういったサインなり何なりという、そのルールづくりは必要になるかなというふうには考えております。

○伊藤委員長 それでは、準備ができれば公開していくような形で話を進めていくということ。

しなくてもいいんじゃないかといった御意見の方、よろしいですか。和田委員、秋谷委員、斉藤委員。

○秋谷委員 いいです。

○伊藤委員長 それでは、準備が整った後に、議事録については公開していくということで決定したいと思いますので、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 さよう決定いたします。

それでは、もう1点、あとは映像配信ですね。議運と全協についての映像配信については、先ほどの映像配信と併せて協議するという事でよろしいですか。

では、その部分について、映像配信については、今後のそのときに併せて協議するという事で、よろしく願いいたします。

13、14というのは一緒だというふうな考えで、よろしく願いいたします。

それでは、議題の（４）を終了いたしまして、議題の（５）その他についてを協議いたします。議員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 次、議長のほうから何かございますでしょうか。

岩田議長。

○岩田議長 二つございます。

一つは、メールでお知らせをしましたけれども、オンラインによる全員協議会を5月12日に予定をしております。これは、今まで勉強会とかZoom会議、練習のための会議はやってきましたけれども、オンラインによる全員協議会、これは初めて行います。

これは、全員協議会ですから原則公開ですので、市民傍聴を予定をしております。ですので、全員協議会ですので、皆さんそれぞれ飲み物を置くとか、服装だとか場所だとか、その辺は気をつけていただきたいと思います。

それからもう1点は、タブレット端末を昨年10月、11月に、市のほうから議長を通して皆さんに貸与、お貸ししておりますけれども、4月21日にタブレットの破損事故が発生しました。外出先でタブレットを落として、画面にひびが入るといった事故が発生しました。

タブレット端末等使用基準第6条第3項に、端末機を紛失し破損または故障した場合は速やかに議長に届けるものとするということになっておりますから、この破損をした4月21日、その日に議長のほうにこの届け出が出されました。

その費用のことですけれども、現在、このタブレット端末等使用基準には、費用負担の決まりがありません。そのため公費で修理をしていく考えですけれども、この使用基準第14条が、その他になりますけれども、端末機の使用等に諸問題が発生した場合は、議会運営委員会で協議をするものとするというふうに定められておりますから、このように市から貸与されて、当然、議員でなくなったときには、市のほうに、現状というか、そのままといいますか、戻すわけですので。

今後も含めて、タブレットを破損、あるいは、なくしちゃった、こういう場合は、どのように取り扱う。本人の費用負担をどうするかとか、そういうことを議会運営委員会のほうで1回協議をしてももらいたいと思います。以上2点です。

○伊藤委員長 今、議長のほうから2点ございました。

1点目の全員協議会については、オンラインで行うので、それに議員各位には注意をしていただくということ。

あと、2点目のタブレット端末についての破損、紛失については、どういった扱いにするかという。議会運営委員会で決定してくれということなので、その部分について、今から協議してどうのこうのというのは、すぐには無理だと思いますので、どういうふうにしたらいいですかね。今、議長のほうからは、公費でというような御意見があったのですが、

岩田委員。

○岩田議長 今日は、皆さん報告ですから、この部分を踏まえてそれぞれ会派で協議をしてもらって、

改めて議運のほうで決めてもらいたいと思うのですが。現状では、そうなった場合はどうするかということが決まっていないのですよね。

ですので、今回のことも含めてもうちょっと話しますと、破損して使えないので、予備機といいますか、その方には予備の物をお渡しして、現状の物は事務局のほうで預かっているのです。それは、いずれにしても修理を出さなければいけないので、取りあえずと言っただけではないですけれども、何もここに書いていないので、公費で修理をしますけれども。そういうことも含めて、今後そういうことが発生した場合には、どうするかということを議運のほうで決めてもらいたいと思います。以上です。

○伊藤委員長 今のお話のとおり、各党派等で協議をしていただいて、それを次回になるかその次になるか、よく分かりませんが、いつからにするというのは、今この時点では申し上げられませんが、御協議をしていただいて、議運で今度協議して決定したいと思いますので、その辺を含み置きいただきたいと思います。

柴田委員。

○柴田委員 それ、一応幾らぐらい修理にかかるかとか、そういうのは見積もりとか取っているのですか。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 まだ正式な形での見積もりというのは取っておりません。インターネットなどで、こういう故障の場合は大体どのくらいかかるかということは、目安としては確認はしておりますけれども、数万円規模での費用がかかってくるのではないかという見立てでございます。

○伊藤委員長 柴田委員。

○柴田委員 購入する際に、保証、保険をつけていると思うのです。その保険も対象になるのか、そういうのじゃなくて、そういう破損はこちらの負担で直すのか。その辺は、故障したらすぐに取り換えとかいう、そういう保険ではないと思うのですけれども、どういう内容でしょうか。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 現在の配付用といいますか、タブレットについては、保険というものが適用されております。ですので、何かあれば、都度実費での対応ということになっております。

○伊藤委員長 秋谷委員。

○秋谷委員 白井市はまだ浅いのですけれども、ほかの市町村で前から使っているところなんかは、そういう事故なんかについては、どのような対応をしているかというのを、もしこの次の会議までに調べておいてもらっていいですか。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 他市のどういう取り扱いをしているかというところは、今把握できておりませんので、確認できる範囲で情報収集のほうに努めたいと思います。

○秋谷委員 よろしくお願ひします。

○伊藤委員長 平田委員。

○平田委員 つい昨年したことなのに忘れてしまったので、確認したいのですが、これは白井市が買ったものを私たちがお借りしているのですか。それとも、リース契約したものを私たちが借りているのですか。そこをもう1回確認したいと思います。

○伊藤委員長 局長。

○永井議会事務局長 購入したものをお貸しさせていただいているというものになります。

○平田委員 ありがとうございます。

○伊藤委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは、先ほど秋谷委員からありましたように、他市の事例等を踏まえて、皆さんも会派等で協議していただいて、今後の議会運営委員会で決定していきたいと思います。それでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○伊藤委員長 それでは次に、事務局から何かございますでしょうか。

○永井議会事務局長 それでは、1点だけ事務連絡として、先ほど議長からもございましたけれども、12日のオンラインによる全協でございます。詳細については、この後、後日で連絡をさせていただきます。

ただ、1点、オンラインでの開催ということになりますので、手前の準備作業ということが通常の開催に比べて出てくるということで、事前の準備が必要になるということだけ御承知おきをいただきたいと思います。以上です。

○伊藤委員長 ほかに何かございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○伊藤委員長 ないようですので、以上で本日の議題は全部終了いたしました。

よって、議会運営委員会を閉会いたします。慎重なる御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

閉会 12時28分